

報告書(案)に寄せられた御意見及び御意見に対する考え方(案)

意見募集期間:平成 27 年7月 23 日(木)から8月 21 日(金)まで

提出された御意見の件数:1件

意見提出者	代表者氏名等	
株式会社ケイ・オプティコム	代表取締役社長	藤野 隆雄

●「第2章 2.2 ベストエフォート回線を用いた 0AB-J IP 電話の品質要件等」について

提出された御意見	考え方
<p>ベストエフォート回線を用いた 0AB-J IP 電話の提案方式については、以下の理由からアナログ電話用設備を介して提供される音声伝送役務と同等の安定品質の確保が実現困難であり、それにより緊急通報等を安定的に確立できず人命および国民の安心・安全が脅かされることが予想されることから、「安定品質要件を確保するための具体的措置」(以下、具体的措置といいます。)として認めるべきではないと考えます。</p> <p>(1)提案方式を具体的措置として認める根拠の一つとして、約 2 年間現行の品質要件を満たしたことが挙げられていますが、それをもって将来の品質を担保できるものではなく、むしろ昨今のトラフィックの急拡大の現状を踏まえれば、今後、安定品質を確保できなくなることが十分に予想され得ること。</p> <p>(2)慢性的に品質要件が満たされないおそれがあるときは、アナログ電話等への迅速な切替えが求めています。安定品質を十分に確保できなくなった状況下においては、ソフトバンク殿の現運用(概ね 10 日以内)や、ベストエフォート回線を用いない 0AB-J IP 電話への番号ポータビリティの現状(一週間前後)では、「迅速」な切替え期間として不十分であること。</p> <p>(3)(2)において、アナログ電話等へ切替え(番号ポータビリティ)が出来ないケースが少なからず存在すること。</p> <p>※現在、NTT 東西殿のアナログ回線または INS 回線で取得された電話番号を除き、番号ポータビリティが出来ない状況</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>(1)について、</p> <p>ソフトバンク株式会社提案方式は、平成 24 年9月 27 日付け情報通信審議会一部答申を受けて、通信品質が確保できる措置を講ずることを条件に、特例としてサービス提供が認められてきたところです。これまで約2年間の特例措置によるサービス提供の中では、報告書(案)に示したとおり、現行の品質要件は満たされており、特段の問題は生じていないものと認識しています。</p> <p>御指摘にある将来のトラフィック増に対す御懸念については、特例承認の際に付された条件に加え、ネットワークの余力を把握するため、通信品質の報告に当たり、最悪値、95%最悪値、平均値及び中央値の提出を求めるなど対策を強化することとしており、適当な対応がとられていると考えます。</p> <p>(2)について、</p> <p>報告書(案)に示したとおり、慢性的なふくそう等のおそれがある場合には、定期的に端末設備相互間の通信品質を監視するなど、通信品質をよりきめ細やかに監視することとしています。</p> <p>監視の結果、2ヶ月以内に品質要件が満たされなくなるおそれがあると判断した場合には、利用者の同意を得て、アナログ電話等への切替えを行うこととしていることから(切替えに必要な期間は 10 営業日以内)、適当な措置が講じられているものと考えます。</p> <p>(3)について、</p> <p>アナログ電話等への切替えに当たり、利用者の電話番号が NTT 東西の加入電話に払い出されたものである場合は、番号ポータビリティを実施できると認識しています。</p>

番号ポータビリティの実施が困難な場合や実施に時間を要する場合であっても、例えば、当該提案方式によるサービス提供時の電話番号への着信を、切替え後のアナログ電話等の電話番号宛に転送するなど、事業者側において必要な措置を講ずることにより、利用者の利便性を適切に確保することが可能であると考えます。

以上を踏まえ、報告書(案)は原案どおりとさせていただきます。

なお、当該提案方式によるサービスの提供に際しては、品質に係る報告等を活用することで、総務省においてその運用を適切に監督し、利用者保護の観点から、適時に必要な対応を求めていくことが適当であると考えます。